



1月23日(月)門下祐子先生をお招きして、学校保健委員会がおこなわれました。昨年度の学校保健委員会に参加された保護者の方のリクエストにお応えしての内容です。同じ題でお話しいただきました。内容が盛りだくさんですべてをお伝えすることができませんが、一部お伝えします。

「保護者と学校が協力しておこなう『包括的性教育』」

門下先生のお話でも「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」 ユネスコ(編)について、最初に話題に上がりました。インターネット上でも読めます。

①関係性②価値・権利・文化・セクシュアリティ③ジェンダーの理解④暴力と安全の保持⑤健康と幸福のためのスキル⑥人間のからだと発達⑦セクシュアリティと性の行動⑧性と生殖の行動 この8つの枠組みで書かれています。



セクシュアリティとは

『身体、感情的な愛着と愛、セックス、ジェンダー、ジェンダーアイデンティティー、性的指向、性的親密さ、快楽と生殖についての理解と、これらの関係性を含む、人間であることの中核として理解される可能性があるもの。複雑で生涯にわたって進化する生物学的、社会的、心理的、精神的、宗教的、政治的、法的、歴史的、倫理的、文化的な側面が含まれる。』 ガイダンスより

生まれてから亡くなるまで切っても切れないもの。二次性徴やセックスのことだけではないのです。

障害者におけるセクシュアリティに関する課題

支援者は課題に管理的になりがちですが、管理なのか教育なのか、意識するだけでも変わっていきます。また、教育の中でも従来の性被害予防・リスク管理の視点からのネガティブアプローチではなく、性の健康と性の権利の推進のために、セクシャル・プレジャーを中心として、ポジティブアプローチでの取り組みをしていきましょう。

「汚いところをさわらない！」という対応で、おしっこをするときにもお風呂でも性器にさわれなくなってしまう人がいます。性器いじりといわれる行為には理由があります。退屈・かゆい・不安・ちょっとした快感がほしいなど。性器タッチと捉えて、場所や状況から対応してみませんか。



性の権利

障害者権利条約第 23 条や 25 条、国際人口開発会議『性と生殖に関する健康と権利』、世界性の健康学会『性の権利宣言』などにもあるように、「年齢に適した情報・教育を受ける権利」や「到達可能な最高水準の健康を享受する権利」、「保健及び保健計画を提供すること」「自分の意思が尊重され、自分の身体のことを自分で決められること」「望みうる最高の性の健康を享受する権利」があります。問題が起きたときだけ対応するのではなく、日常から本人が学び、情報を得ることができるようにしていく必要があります。

門下祐子(かどしたゆうこ)先生のご紹介

宮崎県の特別支援学校で小学部や高等部で13年間勤務され現在は筑波大学大学院人間総合科学学術院博士後期課程在籍。知的障害児者の「性の権利」を尊重した教育及び支援に関する研究に取り組みながら、執筆や講演活動などにも取り組んでいらっしゃいます。

「スローコミュニケーション」に執筆されています。下記の解説記事は無料です。

ぜひお読みください。 <https://slow-communication.jp/news/4315/>

